

## 罰則について

## 1. 条例で科すことができる罰則

地方自治法に基づき、以下の規定を設けることができる。

なお、過料は、罰金と異なり刑罰ではないため、警察や検察は関与できない。

刑 罰	2年以下の懲役又は禁錮	刑法及び刑事訴訟法の適用あり ↓ 警察の捜査対象・逮捕可
	100万円以下の罰金	
	拘留	
	科料	
	没収	
5万円以下の過料		刑法及び刑事訴訟法の適用なし ↓ 警察の捜査対象外・逮捕不可